

情 個 審 答 申 第 5 号
平成 2 6 年 7 月 1 6 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 5 年 9 月 1 0 日付け、平成 2 5 年度諮問第 3 号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

熊本市「西区まちづくり懇話会」の公募委員選考の際の審査に関する文書の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

別 紙

諮問第3号

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市「西区まちづくり懇話会」の公募委員選考が行われた際の第1次評価、第2次評価の審査項目ごとの判定評価及び評価配点基準・評価配点根拠等の分かる具体的凡例が記載された文書（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

第3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市憲法・熊本市自治基本条例（自治の基本理念）第3条、（自治運営の基本原則）第4条、（市民の権利）第5条、（市民の責務）第6条、（市長等の役割）第10条（1）、（市政の基本原則）第12条（1）（3）、（総合的な行政サービス）第16条、（行政手続き）第20条、（説明責任）第22条、（情報共有の原則）第25条1、（市民参画・協働のための仕組み）第30条（2）（3）、（参画と協働によるまちづくり条例）第31条、熊本市市民参画と協働の推進条例第2章市民参画第4条～第5条等の条例理念を遵守しての公募委員選考であれば『不存在』とするのは熊本市憲法違反である。市民の全人格を審査評価するのであれば、私の文書等開示請求書の審査項目が全て不存在の状態で、公僕が何の基準も模範とする満点事例の知識も物事の比較もないまま、選考審査を行い、優劣の評価を執行するとは、想像もつかない。公僕が市民を選考するのに、その優劣の基準も何を基に評価するのかの配点は、庁内選考者の経験と感に頼る選考制度は、市民の人格を侵害・冒瀆する何ものでもない。

応募原稿の命題は、「私がやりたい西区のまちづくり」であったので、めざす区の姿として、「金峰望む 華のあるまち西区」に相応しい「楽しさあふれるまちづくり」の重点的取り組み3項目を取り組んで行きたいと思えます。特に、私の歴史的遺産・名所旧跡等への実績経験・知識等を活かし、西区のまちづくりの為に積極的に参画して行きたい。エリア別では、「熊本駅周辺エリア・金峰山系エリア」を担って行きます。との書き初めから1、2、3の項目に分け、私の今までの実績資料等まで添付して、その信憑性・実

証性を明確にし、評価評点向上を図った。更に、面接席上でも実績資料等を選考者三名に配り、より深く理解度を上げる為の説明も行った。この事に対しても、どの様な評価配点が行われたか不明である。

得意の技能を発揮して、応募原稿、面接に挑んだが、全く評価評点は他者と比較しても絶望的評価配点であった。どの様な具体的基準配点なのかも「不存在」とは、驚きである。6項目が、全て「不存在」で評価配点を執行し、優劣評価評点配点が執行されている事実がある以上、「不存在」は有り得ない。庁内選考者のみでの公募要員選考配点は、職権乱用であり、熊本市憲法理念・公正公平・透明性が欠落したまま熊本市政公募委員選考制度が執行されたとは想像もつかない。更に驚きは、面接で聞かれもしないので、回答口頭陳述もしていない2項目があったが、きちっと評価配点がなされているのに、またビックリすると共に目を疑った。

この公募委員選考制度が、正当であるとの立証の為にも、「不存在」を取り消して、「存在・資料交付」を執行して頂きたい。

第4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

西区まちづくり懇話会の公募委員の選考にあたっては、「西区まちづくり懇話会の公募委員の選考に関する要綱」及び「西区まちづくり懇話会の公募委員募集要項」に基づき選考委員会を設置し、選考を実施した。

選考委員会は、委員長には西区次長（総務企画課長）、委員には西区次長（西区福祉事務所長）及びまちづくり推進課長の3名から成り、次のように評価を行い選考の審査を行った。

まず、第1次評価（書類審査）においては、ア 理解度(1)「西区の現状や課題、特性についての理解度」、イ 理解度(2)「西区まちづくりビジョンの取り組み方針についての理解度」、ウ 熱意・意欲「西区を良いまちとするための前向きな姿勢があるか」、エ 具体性・理論性「内容が具体的であり、また論理が整然として、表現が明確であるか」の4つの審査項目について、小論文や申込理由の内容をもって選考委員が総合的に判断し、5段階での評価を行った。

次に、第2次評価（面接）においては、(1)応募の動機「西区をより良いまちにするための熱意や意欲があるか」、(2)理解度・知識「西区の現状や課題について認識があるか」、(3)具体性・論理性「自らの考えや意見を自分の言葉でわかりやすく、かつ、論理的に述べることができるか」、(4)協調性・公平性・公正性「人の意見を聞き、協調性を持って会議に参加し、議論の中で公平、公正な思考ができるか」、(5)市民協働に関する理解・意欲・行動力「市民協働の視点を持って、より良い西区となるようまちづくりに取り組むことができるか」の5つの審査項目について、個別面接により各項目に関する質問を

行い、応募者の答えや発言等の応募者とのやり取りを含め選考委員が総合的に判断し、5段階での評価を行った。

5段階での評価は、第一次評価、第二次評価ともに、非常に優れている、優れている、普通、劣っている、非常に劣っている、である。この評価は標準的なモデルを基にしたものであり、今回の選考委員は、西区まちづくりに携わる市の管理職であることから評価にあたって文例、列举語句等の基準的な凡例等を示す必要性はないとの判断で、第1次評価に係る「判定評価の分かる具体的凡例」、第2次評価に係る「評価配点基準の具体的凡例等の分かる資料」については作成していないため不存在である。

なお、第2次評価において申立人が主張する(2)、(3)、(5)の項目に関する直接的な質問を行わずに評価を行ったことについては、上記のように応募者との限られた時間でのやり取りの中で、応募動機の説明内容、他の項目での答え、発言などにより、個別質問を改めて行うまでもなく、評価できたためである。

また、評価項目の配点は、要綱等を基に審査表の作成をもって行い、今回の委員選考の評価項目の中で重要視すべきものとして、2(5)の配点を2倍としたものであり、配点の根拠となるものは不存在である。

第5 審議会の判断

1 本件文書について

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書は、熊木市「西区まちづくり懇話会」の公募委員選考が行われた際の第1次評価、第2次評価の審査項目ごとの判定評価及び評価配点基準・評価配点根拠等の分かる具体的凡例が記載された文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書の存否について

本件文書が存在しないとする実施機関の説明は前記第4のとおりであり、不存在であることに不合理性は認められない。これに対し、申立人の主張には、文書の存在をうかがわせる合理的な理由は認められない。

よって、本件文書が存在するとは認められない。

4 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江藤	孝
会長職務代理者		高木	絹子
委	員	大江	正昭
委	員	馬場	啓
委	員	澤田	道夫

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成25年 9月10日	熊本市長から諮問を受けた。
平成25年 9月20日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成25年10月11日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成26年 6月18日	諮問の審議を行った。
平成26年 7月16日	答申案の審議を行った。